議案第７９号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成１７年亀山市条例第１５８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（課税額） 第２条　［略］ ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６７万円を超える場合においては、基礎課税額は、６７万円とする。 ３～５　［略］ （国民健康保険税の減額） 第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６７万円を超える場合には、６７万円）、同	（課税額） 第２条　［略］ ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６６万円を超える場合においては、基礎課税額は、６６万円とする。 ３～５　［略］ （国民健康保険税の減額） 第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）、同

条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。 （１）～（３）　［略］ ２～４　［略］	条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。 （１）～（３）　［略］ ２～４　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。